

令和 8 年度

伊勢崎市国民健康保険税について



▲市HP

納税通知書について

納税通知書は納税義務者あてに送付されます。

国民健康保険税を納付する方(納税義務者)

納税義務者は世帯主です。世帯主が他の健康保険に加入している場合でも、世帯内に国保加入者がいる場合は、納税義務者は世帯主になります。

納付方法について

納付方法には普通徴収（口座振替又は納付書払い）と特別徴収（年金からの差引き）があります。通常 4 月から翌年 3 月までの 1 年（12 か月）分を 8 回（普通徴収）か 6 回（特別徴収）に分けての納付となります。必ずしも 1 期分が 1 か月分ではありません。

普通徴収（口座振替又は納付書払い）

納期限は 7 月から翌年 2 月までの各月末日です。12 月は 25 日、月末が土・日・祝日の場合は翌営業日が納期限です。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別				第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	随 1 期
納期限				7月 31日	8月 31日	9月 30日	11月 2日	11月 30日	12月 25日	2月 1日	3月 1日	3月 31日

便利な口座振替をご利用ください(普通徴収の方は原則、口座振替による納付をお願いしています)

口座振替の申込みは Web または金融機関等の窓口から手続きできます。

取扱金融機関	群馬銀行・三井住友銀行*・足利銀行・東和銀行・アイオー信用金庫・しのめ信用金庫 桐生信用金庫・あかぎ信用組合・ぐんまみらい信用組合・中央労働金庫 佐波伊勢崎農業協同組合・ゆうちょ銀行 *申込書のみ。Web では申込みできません。
--------	---

申込月の月末（または翌月初め）が納期限になっている分は引き落としが間に合いませんので、納付書で納めてください。

口座振替を登録すると	<input type="checkbox"/> 納期のたびに、市役所・支所や金融機関などへ納付に行く手間が省けます。 <input type="checkbox"/> 指定した口座から自動的に振り替えられるので、納め忘れがありません。 <input type="checkbox"/> 一度手続きをすれば、翌年度以降も口座振替が継続されます。 Web 申込等、詳しくは HP をご覧ください → <input type="button" value="口座振替 伊勢崎"/> <input type="button" value="検索"/>
------------	---



特別徴収(年金からの差引き)

年金受給月（4 月・6 月・8 月・10 月・12 月・2 月の年 6 回）の納付となります。地方税法第 706 条の規定に基づき、以下の全ての条件に該当する場合は、自動的に特別徴収となります。**新規開始は毎年 10 月です。**

- ① 世帯主が国保加入者。 ② 世帯内の国保加入者が全員 65 歳以上 75 歳未満。
- ③ 世帯主の年金受給額が年額 18 万円以上。 ④ 世帯主の介護保険料が特別徴収されている。
- ⑤ 1 回に差引かれる国保税と介護保険料の合計額が、年金支給額の 1/2 以下。

※口座振替を申し込んでいる場合、特別徴収とはなりません。また、年度内に世帯主が 75 歳に達する場合は、あらかじめ普通徴収に変更されています。

納付に関する注意

- ・国保税が増額となる場合 → 異動月から月割で課税されます。届出が遅れた場合でも国保加入日に遡って課税されます。
 (例) 社会保険から国保に切り替えた、伊勢崎市へ転入した、所得が増額修正されたなど
- ・国保税が減額となる場合 → 異動月の前月まで月割で課税されます。納付いただいた分が還付となる場合は後日、収納課から還付に関する通知を送付します。
 (例) 国保から社会保険に切り替えた、他市町村へ転出した、所得が減額修正された、死亡したなど
- ・納付額が高額となり、納期限までの納税が困難な場合には、収納課で納税方法を相談することができます。

国民健康保険税の税率

各世帯の年間の国保税を税率により算定します。年度途中で加入・脱退があった際は、加入月に応じて月割計算します。

医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分 (*3)
病気にかかったときなどの医療費として、国保加入者全員が負担します。 ①所得割 加入者全員の基準総所得額 (*1) × 6.9% ②均等割 国保加入者数 × 26,000円 <small>未就学児 (*2) 半額</small> ③平等割 1世帯につき 20,500円	後期高齢者医療への支援分として、国保加入者全員が負担します。 ④所得割 加入者全員の基準総所得額 (*1) × 2.6% ⑤均等割 国保加入者数 × 10,000円 <small>未就学児 (*2) 半額</small> ⑥平等割 1世帯につき 7,500円	介護保険事業への納付金として、40歳から64歳までの国保加入者が負担します。 ⑦所得割 加入者全員の基準総所得額 (*1) × 2.1% ⑧均等割 対象者数 × 11,000円 ⑨平等割 1世帯につき 6,100円	子ども・子育て支援金として、18歳以上の国保加入者が負担します。 ⑩所得割 加入者全員の基準総所得額 (*1) × 0.3% ⑪均等割 (*4) ⑫18歳以上均等割 (*5) ⑪ 国保加入者数 × 1,200円 ⑫ 対象者数 × 100円 ⑬平等割 1世帯につき 800円
【①+②+③】 (限度額66万円)	【④+⑤+⑥】 (限度額26万円)	【⑦+⑧+⑨】 (限度額17万円)	【⑩+⑪+⑫+⑬】 (限度額3万)

*1 基準総所得額 = 前年の総所得金額等 - 基礎控除 *2 未就学児とは6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者のことです。

*3 令和8年度より開始となり、令和10年度にかけて段階的に引上げ予定です。

*4 18歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者について、被保険者均等割額を減額する。

*5 18歳以上均等割については18歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者については課税しない。

均等割・平等割の軽減

手続き不要

前年中の世帯主と被保険者の総所得（軽減判定所得）が一定額以下の世帯は、均等割額及び平等割額が減額されます。ただし、世帯主及び被保険者に前年分の所得を申告していない人がいると、適正な税額計算、減額制度の適用ができません。収入がない場合や、遺族・障害年金等の非課税所得のみであった場合なども、減額制度の適用を受けるためには申告が必要です。

減額割合	世帯員（世帯主 + 被保険者）の軽減判定所得の合計
7割を減額	43万円 + 【10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】以下の場合
5割を減額	43万円 + 【10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】 + (30万5千円 × 被保険者数) 以下の場合
2割を減額	43万円 + 【10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】 + (56万円 × 被保険者数) 以下の場合

- 被保険者には、同世帯で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人も含まれます。
- 給与所得者等の数とは、世帯主及び被保険者で以下の①②のいずれかに当てはまる人の人数です。
 - ① 給与収入 55万円超 ② 公的年金等の収入額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超
- 上記表の【10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】の加算は給与所得者等の人数が2人以上の場合にのみ適用します。
- 65歳以上の公的年金に係る雑所得については、15万円を控除した金額を軽減判定所得とします。
- 収用等の特別控除の適用を受けている場合、軽減判定所得は特別控除前の所得を使用します。
- 青色専従者給与額及び事業専従者控除額は事業主の所得とみなし、事業主の軽減判定所得に含まれます。
- 青色申告で繰越純損失がある場合、専従者給与分を繰越純損失から除きます。

非自発的失業者の所得割(給与所得)の減額

申告が必要

会社の倒産、解雇、雇止めなどにより離職した人は、国保税が軽減される制度があります。軽減を受けるためには申告が必要です。次の全ての条件に該当する場合は、該当者の給与所得を30%に減額して国保税を算定します。

- 離職時の年齢が65歳未満。
- 雇用保険受給資格者証等に記載の離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか。

減額対象期間は離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度までとなります。申告には雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知（ハローワーク発行）、本人確認書類（運転免許証等）、マイナンバーがわかるものをお持ちください。



▲専用HP

所得申告について

申告が必要

国保税は、同一世帯内の世帯主及び加入者の前年の所得をもとに算定します。世帯主及び被保険者に前年分の所得を申告していない人がいると、適正な税額計算ができないため、必ず申告をお願いします。

※所得未申告の場合、納税通知書の「国民健康保険税個人明細書」の「未申告該当」欄に「未申告」と表示されます。

未申告の表示がある場合は必ず申告をお願いします

収入の有無により申告方法等が異なります。国民健康保険課にお問い合わせください。

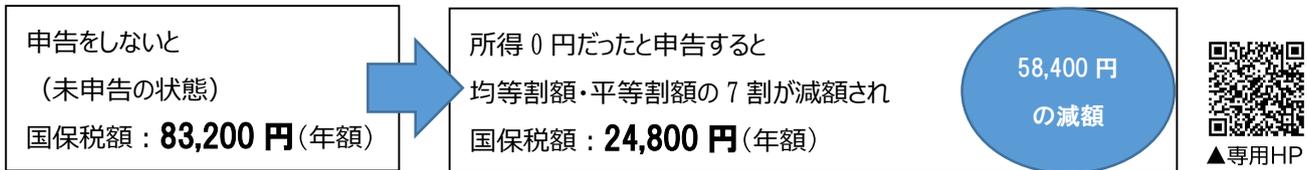
※収入がない場合や、遺族・障害年金等の非課税所得のみであった場合なども、減額制度の適用を受けるためには申告が必要です。

※すでに市民税課等で申告済みの人は、改めての申告の必要はありません。

申告をしないと国保税の軽減措置が適正に計算できません

所得が一定額以下の場合、税額の軽減が適用されますが、世帯主と加入者のいずれかに申告が済んでいない人がいると、この軽減の判定ができません。収入が変わらないのに昨年度に比べて国保税が高くなっている場合は、未申告が原因の可能性あります。

● **申告による減額適用の例** 単身（一人）世帯、62歳、前年中の所得が0円だった場合



子育て世帯に対する軽減

未就学児の均等割額の減額

手続き不要

国保に加入している就学前の子ども(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)にかかる国保税の均等割額の5割を減額します。

産前産後期間の国保税の免除

届出が必要

出産予定または出産した人の国保税の所得割額と均等割額が軽減される制度があります。免除対象期間（産前産後4か月間）に国保の加入期間がある人が対象です。免除を受けるためには市に届け出る必要があります。出産予定日の6か月前から届出ができます。窓口、郵送またはオンラインで届出ができます。詳しくは国民健康保険課へお問い合わせください。



▲専用HP

国民健康保険税の減免

申請が必要

・災害、失業・廃業・病気などにより課税年度の世帯所得が皆無となり生活が著しく困難となった場合は、国保税の減免を受けられる場合があります。減免を受けるには納期限7日前までに理由を証明する書類を添えて申請が必要です。減免申請が受理された時点で、減額済み、納付済み、納期を過ぎている税額については減免できません。申請後、審査により減免の承認・不承認を決定します。申請により必ず減免を受けられるとは限りません。

・収監等により国保を使用できない場合の減免制度もあります。詳しくは国民健康保険課へご相談ください。



▲専用HP

脱退手続きについて

手続きが必要

職場の健康保険に加入したときや、その扶養家族となったときには手続きが必要です。脱退手続きをしないと、国保に加入したままの状態となり、国保税が課税されます。脱退手続き後、税額に変更が生じる場合には、届出の翌月以降に世帯主あてに通知します。忘れずに手続きをお願いします。



▲専用HP

お問い合わせ先

伊勢崎市役所 国民健康保険課 賦課係

電話 0270-27-2736（直通） E-mail:kokuho@city.isesaki.lg.jp